

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	森林環境政策課
契約締結年月日	令和 8 年 3 月 2 3 日
契約者名	弁護士 貞弘賢太郎（シティニューワ法律事務所）
契約名	訴訟等代理委任契約 ・ 甲府地裁令和 8 年（ワ）第 1 0 7 号 損害賠償等請求事件 ・ 甲府地裁令和 8 年（ヨ）第 5 号 仮処分命令申立事件
契約金額 （税込み）	1 7, 5 3 1, 3 4 5 円
随意契約理由	本件は、富士急行株式会社から提起された①損害賠償等請求事件及び同社から申し立てられた②仮処分命令申立事件について、訴訟等代理委任契約を締結するものである。 令和 3 年 3 月 3 1 日開催の県議会全員協議会での説明を経て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」においては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。 この遂行には、借地借家法及び民法（損害賠償等）に関する高度かつ専門的な知識及び経験が必要であるとともに、両事件は、富士急行株式会社との民事調停及び保全異議申立事件と密接に関連していることから、一体的に対応することが求められる。 貞弘賢太郎弁護士が所属するシティニューワ法律事務所は、豊富な不動産紛争解決の経験や充実したチーム体制（裁判官や検察官ＯＢなど多様な弁護士を揃えている）を有していることから、令和 8 年 3 月 5 日、前述の民事調停及び保全異議申立事件について同弁護士と委任契約を締結しており、同弁護士は「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。 よって、本件は委任業務の性質上競争入札に適さないものであり、上記①事件及び②事件に係る代理人は貞弘賢太郎弁護士が最適であるから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同弁護士との随意契約を行うこととする。
随意契約の 適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号